

委託業務契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 令和7年度土砂災害情報システム・水防情報伝達システム運用保守業務
- （2）委託業務の内容 令和7年度土砂災害情報システム・水防情報伝達システム運用保守業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに従うこと

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。
2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約締結日から令和8年12月25日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇,〇〇〇,〇〇〇円）。

- 2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査をし、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、前条の委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

- 第11条 乙は、委託料が100万円以上の場合であって甲において前金払をすることができるものであると認めるときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 乙は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。
 - 4 乙は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間中に第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項に規定する財務大臣が決定する率（以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第12条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第13条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務にお

いて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（概算払）

第14条 甲は、乙から委託料について概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払するものとする。

（再委託等の禁止）

第15条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第17条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（4）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

（5）契約条項に違反したとき。

（6）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その金額を乙に請求することができる。

4 乙は、第1項の規定に基づき契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）

第18条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（費用負担）

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第21条 成果物の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲は乙に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第22条 委託業務完了後1年間において成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことが判明した場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙に無償にて修正を求めることができるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(情報セキュリティ要件)

第23条 乙は、委託業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(著作権の帰属等)

第25条 委託業務の過程で生じた全ての著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤 田 正 純

乙 住所
会社名
代表者 職 氏名

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。